

# 昇降機等定期報告の対象・検査時期・報告時期表〔北海道〕

## 昇降機（機種－エレベーター・段差解消機・階段昇降機・エスカレーター・小荷物専用昇降機707417°）

提出先 特定行政庁	対象範囲	検査時期・報告時期											
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
北海道 室蘭市 苫小牧市 釧路市 帯広市 江別市 北見市	※1 ★検査済証交付が 前年1月末迄のもの	☆報告は4月1日開始で翌年1月31日まで。 物件毎に基準月（検査済証交付日の月又は規則改正後初年度の報告書受理月）による。 アー基準月が6月～12月と1月は、当該基準月の2ヶ月前の1日から当該基準月の末日まで。 イー基準月が2月～5月は、4月1日から6月30日まで。											
		報告期限 アは基準月の末日、イは6月末											
函館市	※1 ★検査済証交付が 前年1月末迄のもの	☆報告は4月1日開始で翌年3月31日まで。 物件毎に基準月（検査済証交付日の月又は令和3年度報告書を函館市が受理した月）による。 アー基準月が6月～12月と1月～3月は、当該基準月の2ヶ月前の1日から当該基準月の末日まで。 イー基準月が4月～5月は、4月1日から6月30日まで。											
		報告期限 アは基準月の末日、イは6月末											
札幌市	★検査済証交付が 前年3月末迄のもの	☆報告は4月1日開始で翌年3月31日まで。 物件毎に基準月（検査済証交付日の月）による。 アー基準月が7月～12月と1月～3月は、当該基準月の2ヶ月前の1日から当該基準月の末日まで。 イー基準月が4月～6月は、4月1日から6月30日まで。 *札幌市は令和4年度から報告時期を変更。令和4年度報告に限り自由な時期の報告とし、この報告書を札幌市が受理した月を今後の基準月とする。											
		報告期限 アは基準月の末日、イは6月末											
旭川市	★検査済証交付が 前年3月末迄のもの	☆報告は4月～翌年1月末まで。											
		報告期限 翌年1月末											

## 遊戯施設

提出先 特定行政庁	対象(範囲)	検査時期・報告時期											
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
北海道 札幌市 旭川市 室蘭市 小樽市 苫小牧市 釧路市 帯広市 北見市 江別市	★検査済証交付が 前年3月末迄のもの	☆報告は4月～6月の間、いつでも可能です。											
		報告期限6月30日											
函館市	★検査済証交付が 前年3月末迄のもの	☆報告は4月～9月の間、いつでも可能です。											
		報告期限9月30日											

※1「検査済証交付」：建築基準法第7条及び第7条の2による。

●次の10市(10特定行政庁)以外の地域に設置された物件の報告は「北海道」へ提出。  
 (札幌市・旭川市・函館市・室蘭市・小樽市・苫小牧市・釧路市・帯広市・北見市・江別市)

●報告の開始時期………全特定行政庁 毎年4月1日から。

●報告書の有効期間………全特定行政庁 検査日から3ヶ月以内に特定行政庁へ報告が必要(★有効期間厳守下さい)。

●報告の回数………全特定行政庁 年1回。